厳しい現実

- •加害者は、刑務所で眠れ、食事が出てくること、面会者を受け付けてくれたりすること、学校、病院、その他様々な場所に行かなくていいことが、うらやましくて仕方ない
- それに比べて、被害者遺族は・・・。 厳しい現実を突きつけられた

悲しみ

- 愛する家族を失った悲しみ
- 愛する主人を守ってあげられなかった悲しみ
- •主人の両親など主人を愛していた 人々に悲しい思いをさせてしまっ た悲しみ

怒り

- 加害者に対し、遺族として何もできないこと
- ・謝罪に来た加害者家族の反省のない態度
- 加害者たちの裁判での反省のない態度
- あまりの刑の軽さ

絶望

- ・社会が被害者より加害者を応援する 仕組みになっていたこと
- •個人で悲しんでいても何も改善され ないこと

- -生懸命努力してきたひとが虫けらのように殺され、殺したひとはがんばれば次の人生を謳歌できる
- ・被害者はぼろぼろに傷つき誰からも 守られずに死んでいくのか
- 子どもたちは何を目標に生きていけばいいのか

希望

- 犯罪被害者の会との出会い
- 事件直後から裁判で刑が確定するまで大変なことばかり
- 。初めて共感するひとたちに出会う
- ・被害者の権利を獲得するのに立ちあがった先輩たちの存在
- 。初めてほっとする思いがした

中野区の犯罪被害者等相談支援窓口

- 平成20年4月設置
- 「中野区犯罪被害者等相談支援事業実施要綱」
 - ・相談・情報提供・助言・紹介
 - 。被害に関する手続き、付き添い支援
 - 。教育・啓発
 - 専門知識を得るための情報収集・整理活用



緊急生活サポート事業 (緊急生活サポート事業実施要綱)

- 支援の対象
 - 。区内にお住まいの方
 - 事件発生から3ヶ月以内の犯罪被害者等
- 支援の内容
 - 。家事(買い物・調理・掃除など)
- ・外出(同居家族の通院介助など)
- 。 育児・介護(ご自宅での見守り・保育園送迎など)



教育の大事さ

- 中野区では
 - ・職員向け研修
 - 。区民向け講演会
 - 。区立小中学校でのお話会
- その他
 - ・大学・高校で
 - 社会を明るくする運動で
 - □ 少年院で



犯罪被害者等基本法の理念

・犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、また は軽減し、再び平穏な生活を営むことができる よう支援し・・途切れない支援を・・・



- 国の責務
- 自治体の責務
- 国民の責務



